

平成 25 年 4 月 5 日

外国ユーザーリストを改正しました

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制^{*}の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきたところですが、今般、最新の情報を基にこれを改正することとしました。

^{*}国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、輸出許可申請を義務付ける制度。

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、今般、外国ユーザーリストに大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する団体の情報を、新たに追加しました。追加した情報は、別添資料のうち以下のとおりです（下線部：名称変更、別名追加）。

（改正前）

No.	国名、地域名	企業名、組織名	別名
381	北朝鮮 North Korea	Trade Bank of DPRK (貿易銀行)	・Mooyukeunhaeng

（改正後）

280	北朝鮮 North Korea	<u>Foreign Trade Bank of the Democratic</u> <u>People's Republic of Korea</u> (貿易銀行)	・ <u>FTB</u> ・Mooyukeunhaeng ・ <u>North Korea's Foreign Trade</u> <u>Bank</u>
-----	--------------------	--	--

今般の改正は、4月5日の北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置に係る外務省告示が公布されたことを踏まえ、これを参考として行ったものです。

（参考）外国ユーザーリストについて

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供。輸出者は、輸出貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より毎年公表。

（本資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 後藤 久典

担当者：横田

電 話：03-3501-1511（内線：3271）

03-3501-2800（直通）